

2018 ぐらしのサポーター通信

よくある相談事例から（1）

困ったとき、心配になったときは
消費者ホットライン
188「いやや」にお電話を！
最寄りの消費生活センターをご案内します。



携帯に「高収入」という広告が出ていたので、クリックすると、出会い系サイトに誘導され、メールのやりとりをすればお金がもらえるというので登録した。メール交換相手から、「振込先を教えてくださいのためにも特別会員になってほしい」と言われ、ポイントを購入してしばらくメール交換を続けていたが、お金を振り込んでもらえそうにない。



消費者庁イラスト集より

くらサポ川柳

新しい
元号
いったい
なんだろう

平成最後の新年を迎えました。皆様、今年もよろしくお祈りします。
(編集担当)

- くらサポ川柳募集中です。
ぐらしにまつわる川柳ならなんでもOKです。
ぜひご応募ください。



出会い系サイトの多くは、メール交換をするために、ポイントの購入が必要です。様々な口実でメール交換を続けるよう促され、気づいたら高額なお金をつぎ込んだうえ、お金ももらえないことになってしまいます。

- インターネットで知り合ったメールの交換相手を簡単に信用しないでください。
- 出会い系サイトをはじめとした有料メール交換サイトでは、メール交換のたびにお金が必要となる仕組みになっていますので、注意してください。
- 「〇〇すればお金がもらえる」などという、うまいもうけ話は鵜呑みにしないでください。簡単に儲かる事はありません。
- 困ったときは、すぐに、お近くの消費生活センターにご相談ください。

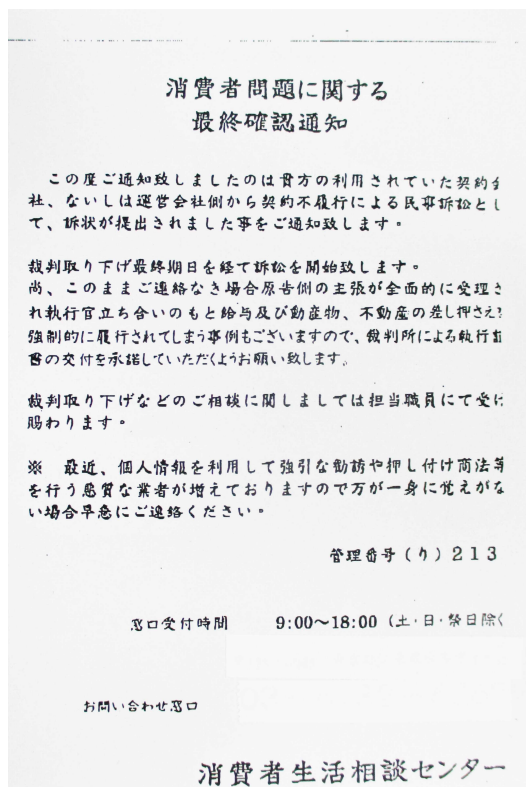
よくある相談事例から（２）

架空請求にご注意ください ～はがき、メールのほか封書も～

架空請求に関するご相談は、依然として続いています。ハガキの架空請求は、これまでは、「法務省管轄支局」を名乗り、「消費生活料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と題したものが多かったのですが、最近、「消費生活相談センター」と名乗り、「最終確認通知」と題したものなど、新たな文面のはがきが消費者宅に届いています。

また、封書で送られてくる架空請求も県内で確認されています。封書は宛名の部分が窓開きになっており、いかにも本物らしくなっています。

その他、メールの架空請求も少なくなく、たとえば大手通販業者から「未納料金がある」というメール文です。いずれも、裁判になるなどとおどし、根拠のないお金を請求してきますが、あわてて払わず、まずはご相談ください。



最近のハガキ例



消費者庁イラスト集より

高齢者の事故を防ぎましょう

(消費者庁)

窒息、入浴中の事故、転倒・転落にご注意ください！

1 窒息

窒息による事故は、高齢者の不慮の事故のうち、最も死亡者数が多くなっています。

特に、新年はおもちをのどに詰まらせる窒息事故が多くなりますので、次の点に注意してください。

- (1) 餅は小さく切っておく
- (2) 餅を食べる前に、先にお茶や汁物を飲んで喉をうるおしておく
- (3) 餅はよくかんで、唾液とよく混ぜ合わせてから飲み込む

2 入浴中の事故

高齢者がお風呂でおぼれて死亡する人数が年々増加傾向にあります。冬期は発生が多くなりますので、次の点に注意してください。

- (1) 入浴前に脱衣所や浴室を暖める
- (2) 湯温は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安に
- (3) 浴槽から急に立ち上がらないように
- (4) 食後すぐや、アルコールが抜けていない状態の入浴は控える
- (5) 精神安定剤、睡眠薬などの服用後の入浴は危険
- (6) 入浴する前に同居者に一声掛けて、見回ってもらう

3 転倒・転落

転倒・転落による事故は毎年継続的に発生しています。これが原因で介護が必要な状態になることもあります。特に、次の3点について確認しておきましょう。

- (1) 高齢者の生活環境を確認
段差など危険な箇所を減らしたり、転倒しても大けがに至らない工夫をしておく
- (2) 高齢者の身体の状態を確認
加齢による身体機能の低下、転倒につながりやすい特定の疾患、薬の副作用による転倒の可能性などを確認
- (3) 事故時の対処方法を確認
意識がない、呼吸がない、明らかに異常があるなどの場合は、迷わず119番で救急車を呼ぶ



転倒・転落直後は問題がない場合でも、時間がたってから異常が出てくる場合があります。転倒後に立ち上がれるようになって、ふだんと違って歩き方がおかしくないか、話すときに舌にもつれがないかなどをチェックしましょう。

ご家族や周りの人たちは、高齢者に優しく注意し、見守ってあげましょう。



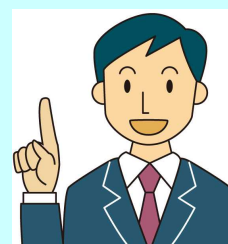
◆お知らせ◆

徳島県消費者大学校大学院特別講座を開催します。

日時 平成31年2月22日（金）午前10時から午後3時
 場所 徳島県庁4階402会議室
 講師 生長拓也弁護士
 テーマ 消費者契約法・特定商取引法・割賦販売法等について
 受講料 無料

受講を希望される方は2月8日（金）までに
 県消費者情報センターに御連絡ください。

当日は県庁駐車場を御利用いただけます。



消費者庁イラスト集より

◆くらしのコラム◆

～竹馬の友ではまずいかな～

日経新聞を読んでいて、気になるエッセイを
 みつけた。硯友を「すずりとも」と読んでいる
 という。「けんゆう」と読む、いわゆる寺
 子屋で一緒に勉強した友達。言い換えれば、幼
 馴染みのことである。

幼馴染みなら「竹馬の友」がある。こちらは
 言葉の生まれた理由が「自分の後塵をいつも拝
 していたやつ」という意味もある。語源の意味
 を知ればちょっと使いにくいので「硯友」と表
 現すれば上手い表現になる。

硯友を辞書やパソコンで調べたが、裏付けの
 解説を見つけられなかった。だが、硯友の字を
 結社の硯友社でなく、友達、仲間、古くからの
 知り合いと解釈して辻褃の合うエッセイを数回
 読んだことがある。

良い言葉も人口に膾炙（かいしゃ）していな
 いと使う妙味は少ない。

くらしのサポーター 三原茂雄

◆絵手紙◆



くらしのサポーター 福谷 洋介

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター 〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1
 とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファミリー 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>